

大開地域活動協議会規約

(本 則)

平成 2 5 年 3 月

大開地域活動協議会規約（本則）

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、大開地域活動協議会(以下、「本会」という)と称し、事務所を大開集会所に置く。
(所在地:福島区大開1丁目19番40号)

(活動区域)

第2条 本会の対象となる活動区域は、大開地区(大阪市立大開小学校通学区域内)とする。

(目 的)

第3条 本会は、自分達の住む地区を各種団体等が参画し、相互に連携・協力しながら安全・安心な環境づくりと福祉活動にも関心をもつ心を育みつつ、コミュニケーションを大切にすることを通して、豊かな活力ある地区にしていくことを目的とする。

(構 成)

第4条 本会は、前条の目的に賛同し、その活動を協働で担う団体をもって構成するものとする。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨・目的に賛同する者が**会員**資格を持つ。

会員資格の取得については、特に条件を定めない。会員申込みは、別に定める入会申込書により会長に申込むものとする。会長は、入会の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。また、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

会員は、代表者を定め本会に届けなければならない。これを変更する時も同様とする。

(※会員とは、本会の活動を協働で担う団体)

2. 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

3. 会員が次の各号の一に該当する場合には、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会は、会長1名、副会長2名、部会長8名、事務局長2名、会計担当2名、監事2名を置き、次の職務を履行するものとする。

役職名	職 名
会 長	本会を代表し、会務を統括する
副会長	本会の会長を補佐し、会長不在時は会務を代行する
部会長	部会の活動を統括し、部会事業の調整にあたる

役職名	職 名
事務局長	本会の運営を掌り、会長の命により役員を招集する
会計担当	本会の運営に伴う収支決算を担当する
監 事	<ul style="list-style-type: none"> ・本会の役員の仕事執行の状況及び、財産の状況を監査する ・上記の監査の結果、役員の仕事又は財産に関し、不正の行為又は、法令等若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び区長に報告する ・役員の仕事執行の状況又は、本会の財産の状況について役員に意見を述べ若しくは役員会を招集する

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において選任するものとする。但し監事は他の役員を兼ねることはできない。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 欠員に伴う補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 事 業

(活動分野)

第9条 本会は、地域活性化に貢献するために、次に掲げる事項を活動分野とする。

- (1) 防災・防犯に関する分野
- (2) 子ども・青少年に関する分野
- (3) 福祉に関する分野
- (4) 健康に関する分野
- (5) 環境に関する分野
- (6) 文化・スポーツに関する分野
- (7) 地域経済に関する分野
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する分野

2 本会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進または支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職候補若しくは公職にある者又は、政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(総 会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、全ての会員をもって構成する。総会を招集するときは、第6条の監事の職務に基づく場合を除き会長が招集し、会議の日時・場所・目的・審議事項を記載、開催日の15日前までに通知しなければならない。通常総会については、毎事業年度1回開催し、以下の事項について議決する。

【議決事項】

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更 (赤字部分 抹消)
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他(運営に関する重要事項)

なお、**臨時総会開催要件**は次による。

- (1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の2/3から会議の目的を記載した書面若しくは、電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第6条の職務に基づき招集するとき。

(議 長)

第11条 総会の議長は、当日の総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第12条 総会は、会員の2/3以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第13条 総会における議決事項は、第10条第1項の規定により予め通知した事項とする。
なお、総会の議事は出席した会員の過半数以上の賛成をもって可決とし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとし、各会員の**表決権**は平等なものでなければならない。

(※表決権とは、議事に対する賛否の意思を表して決める権利)

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、会員総数及び出席者数に含まれ、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が、署名・押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及び議決結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 役員会

(構 成)

第15条 本会に役員会を置き、監事を除く役員をもって構成する。

(権 能)

第16条 役員会は、この規約で定められているもののほか、次の事項を議決する。
役員会の議長は、会長がこれに当たる。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の変更
- (4) その他(総会の議決を要しない会務の執行に関する事項)

(開 催)

第 17 条 役員会は、会長が必要と認めたとき及び、役員総数の 1 / 3 以上から会議の目的である事項を記載した書面、若しくは電磁的方法により招集の請求があったとき若しくは、第 6 条の職務に基づき、監事から招集の請求があったときは、会議の日時・場所・目的・審議事項を記載、会長が開催日の 15 日前までに開催日等を通知し、招集しなければならない。

(議 決)

第 18 条 役員会における議決事項は、第 17 条の規定により予め通知した事項とする。
なお、役員会の議事は出席した役員総数の過半数以上の賛成をもって可決とし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとし、各役員の**表決権**は平等なものでなければならない。

(※表決権とは、議事に対する賛否の意思を表して決める権利)

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した役員は、役員総数及び出席者数に含まれ、役員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が署名、押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その理由を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第 6 章 部 会

(部 会)

第 20 条 本会は、第 9 条に定める活動分野に関わる活動を行うため部会(団体並列型)を設置し、各種構成団体(或いは複数の構成団体)がそれぞれの部会を構成、部会運営のため部会長 1 名、副部会長若干名を置き、必要に応じて部会を招集し事業を行う。

- (1) 地域振興部会
- (2) 社会福祉部会
- (3) 女 性 部会
- (4) 民 生 部会
- (5) 青少年 部会
- (6) 高齢者 部会
- (7) 産業振興部会
- (8) 防 犯 部会

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 21 条 本会の資産については、財産目録を必ず作成し、次の事項に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載されている資産
- (2) 寄付金品

- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第22条 本会の資産は、会長が管理を行い、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第24条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議決を経て、規定予算の変更ができる。変更内容については、変更後に行われる総会にて報告しなければならない。

(赤字部 修正)

(事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告及び、事業実施に伴う収支決算書並びに財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受けて、総会の議決を経なければならない。

なお、本会は、会員その他の者に対して、剰余金の分配をしてはならない。

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第8章 その他

(資料の閲覧)

第27条 総会及び役員会の議事録、事業報告及び決算等の書類について、活動区域の住民その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(規約の変更)

第28条 この規約は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第29条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 会員の欠乏
- (3) 区長による認定の取消

(委任)

第30条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則 本規約は、設立総会日をもって実施する。
設立当初における役員任期は、設立日から平成26年3月31日までとする。
改定 平成28年2月15日